

浜松市景観条例に基づく 学校の施設、運動・レジャー施設、墓園などの行為届出フロー

□ 届出対象行為

- ・野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物及び墓園（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する第二種工作物を除く。）の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のうち以下に定める規模のもの
 - ・都市計画区域内の市街化区域における2,000 平方メートル以上の整備
 - ・都市計画区域内の市街化調整区域における5,000 平方メートル以上の整備
 - ・都市計画区域外における2,000 平方メートル以上の整備

□ 景観形成基準

- ・現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむを得ない場合は、法面は植栽などにより緑化し、擁壁は周辺景観に調和した形態及び素材とするよう配慮する。

□ 提出書類

■ 行為の届出・行為の変更の届出（部数：1部）

行為の届出は、景観計画区域内における行為の届出書に下記の図面等を添付してください。

変更の届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書に、前回の届出と変わった図面等の変更前後を添付してください。

添 付 書 類	備 考
① 敷地位置図	当該敷地を明記〔縮尺1/2,500以上のもの〕
② 現況カラー写真	2方向以上、敷地及び周辺の状況を示すもの
③ 計画・現況平面図	当該敷地内における土地の区画形質の変更に係る計画平面図及び現況平面図
④ その他	審査に必要な書類がある場合（周辺住民への説明会議事録や合意書等）

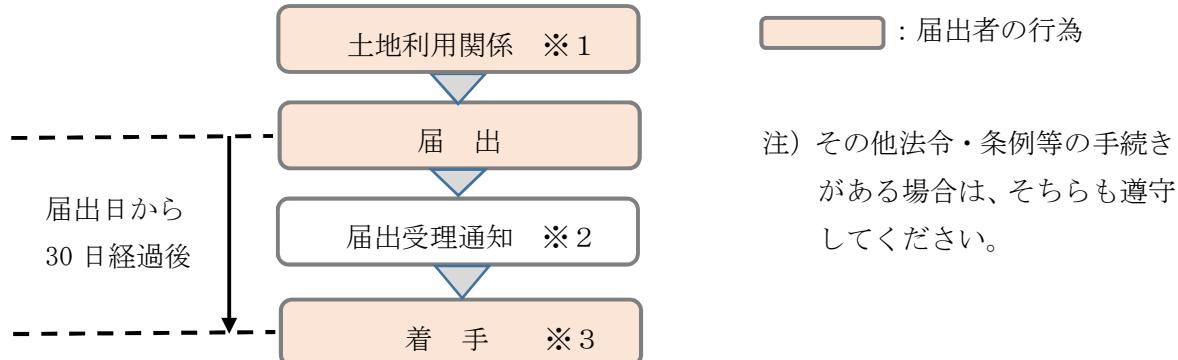
※行為地が都市景観形成地区内の場合は、別途、都市景観形成地区内行為届出書（2部）が必要となります。

■ 行為の中止の届出（部数：1部）

行為の届出後、当該届出に係る行為を中止しようとするときは、景観計画区域内における行為の中止届出書を提出してください。

※届出受理通知書を交付している場合は、届出受理通知書をお持ちになってお越しください。

□ 届出手順



※1：学校の施設、運動・レジャー施設、墓園などの整備に係る行為の届出の前に、土地利用に係る届出等の手続きを行ってください。

※2：届出から届出受理通知までは、概ね2週間程度を要します。

※3：根切り工事、山留め工事その他の基礎工事は、着手に含まれません。

□ 届出窓口

行為地	窓口	
中央区	土地政策課	TEL053-457-2656
浜名区・天竜区	北部都市整備事務所	TEL053-585-1161